○近畿地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都市西京区上桂三ノ宮町一二番二から同市西京区御陵塚ノ越町二一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人滋賀県建築住宅センター
変更後	一般財団法人滋賀県建築住宅センター

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

四(1)　代表者の氏名の変更

変更前	市田　重昭
変更後	梅影　義明

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	市田　重昭、伊藤　定雄、山本　勝義、岡村　寿昭、中川　幸雄、井上　泰彦、小根田　守、沢井　進一、大谷　陽彦、水原　渉、野口　正行、山極　元信
変更後	玉本　邦雄、井狩弥治郎、尾木　秀治

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

○近畿地方整備局告示第百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿確認検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	楠本　國士
変更後	〃

(2)　変更年月日　平成二十三年十二月二十八日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	金澤　亘史
変更後	〃

(2)　変更年月日　平成二十四年三月三十一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	金澤　亘史、堀口　禮司
変更後	〃

(2)　変更年月日　平成二十四年三月三十一日

六(1)　役員の氏名の変更

変更前	〃
変更後	堀口　忠

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

○近畿地方整備局告示第百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	馬場　政之
変更後	糸井　史樹

(2)　変更年月日　平成二十四年五月十六日